

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和5年2月14日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
調査本部 チーフエコノミスト
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授
(◎は会長)

2 議事

- 「マスクの着用」の見直しにかかる都の対応（案）
感染拡大防止への取組（都民及び事業者への要請）（案）

3 審議会の意見等

- 「マスクの着用」の見直しにかかる都の対応（案）及び
感染拡大防止への取組（都民及び事業者への要請）（案）は妥当である

(猪口会長)

- 「マスクの着用」の見直しにかかる都の対応（案）について
国の方針に基づく対応で特に問題はないと考える。
○感染拡大防止への取組（都民及び事業者への要請）（案）について
「「マスクの着用」の見直しに係る都の対応（案）」を基に、更新されたもので、特に問題はないと考える。

(太田委員)

新型コロナウイルス感染症については5類移行に向けた準備が進められており、今回のマスク着用に対する考え方の見直しも、そうした経済活動正常化に向けた取り組みの一環と認識している。

感染防止策としてマスク着用が推奨されるケースを明示したうえで、それ以外のケースでは個人の主体的な判断にゆだねることに異論はない。ただ見直し案にも記載されている通り、①引き続き三密回避や距離の確保、適切な換気や手指消毒などの基本的な感染対策を励行すること、また②主体的な判断を尊重するものであり他人に同調を求めるものではないこと、について都民・事業者に対して十分周知する必要がある。さらに新しいマスク着用の考え方が定着し、我々の日常に溶け込むまでには相応の期間を要する可能性が高い。その間に生じうる各種トラブルへの対応も求められる。都民・事業者からの苦情・問い合

わせは、次の施策に向けたヒントを内包しているものも少なくない。是非前向きな対応をお願いしたい。

(大曲委員)

審議事項に賛成する。

マスクの着用については、まずは都の新型コロナウイルス感染症対策の大方針があきらかにされ、そのうえで感染防止対策の一つとしてのマスクの指針が示されると、都民の方々も意義が分かりやすいと考える。

今後、ハイリスク者を守るためにマスクの着用が強く推奨される場や場面が出てくる。都の方針がよく知られていれば、都民の皆様のご理解が得られ、事業者がマスクの着用を利用者に求めやすくなる。よって、都の方針を広く告知いただくことを希望する。

(紙子委員)

○マスク着用の見直しにかかる基本的な考え方について

令和5年2月10日、国の基本的対処方針が改定され、同日「マスク着用の考え方の見直し等について」が公表された。今回の東京都の対応案は、国の基本的対処方針に沿って、都民や事業者へのマスク着用を、「マスク着脱について個人の主体的な判断を尊重する」、「重症化リスクの高い者を守るため、マスクの有効性を踏まえ、マスク着用が効果的な場面を周知する」との考え方に基づく。

オミクロン株の特性（重症化リスク・致死率の低下）に鑑み、マスクの着用/非着用について個々人の主体的な判断に基づいて選択されるものと位置づけられることについて、基本的には賛同する。感染から自身を守るためのマスクの着用いかんは、個人の健康や各種の不利益の比較衡量による自己決定権の内容であり、マスク着用によって受ける不利益・制約の大きさは個々人にとって異なり、罰則等で着用を強制されるべきものではないと考える。

しかしながら、日本では昨年11月から12月の感染抗体を持つ人の割合が各都市部でも3割未満（厚労省調査）と、イングランドの約8割や米国の約6割という報告に照らして低い。第8波が収束してきたとはいえ、現状で全く欧米諸国と同様の、全面的にマスク不要の日常を性急に実現しようとするには懸念も感じる。

特に、高齢者や基礎疾患を有する方の生命健康へのリスクを考えると、ハイリスクな方のみがマスクを着用しても、混雑する場所で周囲の人がマスクを着用していなければ、感染予防効果は低下する。身体的に弱い方ほど、感染拡大期と変わらず社会経済活動に参加できず、フレイルが進んでしまうとすれば、問題である。健康な方も、基本的な感染予防対策は習慣として持ち続け、混雑する場所や密接した距離で会話をする場合には、少数の弱者に配慮して、マスク着脱を判断するよう呼びかけることも必要と考える。

もちろん、乳幼児や子どもの発達に与えるマスクの悪影響や、外見で分からない過敏症、夏場の熱中症予防など健康上不織布マスクを着用できない方、認知症等でマスクの着用が困難な方も多数いることにも鑑み、ウィズ・コロナの社会が、多様な人々への配慮を忘れ

ない包括的な社会になるように、目指したい。

○都の対応案の独自の点について

都では、国が示したマスク着用を推奨する場面に加え、「施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた場合」を挙げている。この呼びかけには賛同する。

日本社会の文化では、店員やサービス事業者が顧客・利用者に対して、マスク着用等の依頼を強く求めることが難しいことが考えられる。今後、事業者が各業界の感染防止対策ガイドラインを改定し、業種や利用者の特性に応じて、必要な感染対策を自主的に定めたときに、国民に5類への移行も予定されており、マスク着用は全面的に個人の自由であるというメッセージだけが強く伝わると、ガイドラインの遵守、感染防止対策の実効性が難しくなる。行政として、事業者の自主的な取組が功を奏するよう、都民に協力を呼びかけることは必要であると考えます。

(濱田委員)

○「マスクの着用」の見直しにかかる都の対応 (案)

新型コロナウイルスの感染者数は23年1月に流行第8波のピークを迎えた後、順調に減少傾向にある。今後、春の移動や行楽シーズンの到来で、流行の再燃も予想されるが、感染やワクチン接種による免疫獲得者が増えていることから、暫くは感染者数の急増には至らないと考える。こうした流行状況に加えて、政府は基本的対処方針を改訂し、3月13日からマスク着用の緩和を行うことになった。今回の東京都の対応は、この基本的対処方針の改訂に基づくものであり、特に異論はない。

ただし、具体的な記載方法について以下の点をご検討いただきたい。

(1) 文書2枚目(都民への呼びかけ)の「マスクの着脱は個人の判断を尊重」の項目

マスク着用をしたい人は、個人の自由意思で着用できることを、より強調すべきと考える。マスク着用者への逆差別が起きないようにご対応いただきたい。

(2) 文書2枚目(都民への呼びかけ)の「マスクの着用を推奨」の項目

・3番目の「感染流行期に重症化リスクの高い人が混雑した場所に行く時」

この「感染流行期」との記載は政府の文書にも書かれているが、どの時期を意味するのか不明瞭である。個人的な意見としては、新型コロナの流行が終息に近くなるまでは、「重症化リスクの高い人が混雑した場所に行く時」はマスク着用を推奨した方がいいと考える。

・症状がある人などへの対応

本文書で「症状がある人などへの対応」は「マスクの着用を推奨」の欄外に記載されているが、着用を推奨するケースとしては上位に位置すると考える。このため、欄外ではなく推奨する場面の一つに含めるようにご検討いただきたい。

○感染拡大防止への取組(都民及び事業者への要請)(案)

本文書は政府の基本的対処方針に基づく対応であり、特に異論はない。